あしたば

日本共産党利島支部機関紙

第178号
2017年12月15日発行

〒100−0301
東京都利島村850番地
電話　04992-9-0191
発行者　日本共産党利島支部
笹岡寿一
Eメール・アドレス
to_sasaoka@yahoo.co.jp

野党統一・市民連合の力で
憲法を守り、戦争法と共謀
罪法を廃止にしましょう

<知は力>　内容が豊富で、読みやすくて面白い
「しんぶん赤旗」日曜版をご購読下さい［月823円］

署名を呼びかける、日本共産党の吉良 よし子 参議院議員

憲法9条を守ろう

安倍首相が憲法9条の改憲をねらう中、総選挙で、改憲勢力が3分の2を占める重大な事態になっています。

安倍首相は「憲法9条に自衛隊を書くだけ」と言いますが、それによって「交戦権は認めない」「武力を持たない」と決めた憲法9条2項が空文化、死文化させられます。

これまでは、憲法9条が、自衛隊の無制限な海外派兵や海外での武力行使の重要な歯止めとなってきました。憲法9条のもとで、戦後、自衛隊は一人の外国人も殺さず、一人の戦死者も出しませんでした。

しかし、9条に自衛隊を書き込めば、事態は一変します。自衛隊を海外で戦争できるようにさせるのが、本当のねらいです。

日本共産党は、こうした安倍首相による、憲法9条の改憲を、国民世論で止める力にするために、市民と力をあわせて、3千万人署名を集めようと頑張っています。

《寿一》

33年ぶりの村長選挙

日本共産党利島支部は、11月12日投票の33年ぶりに実施された、村長選挙に臨むに当たり、誰が村長になっても、住民のために村政を進める立場を堅持する方針のもとに、いずれの候補者も党としての推薦決定はしませんで、個人の自主投票とすることにしました。今回の選挙戦では、島外通院に対する旅費助成や㈱トシマの経営の在り方、村のクレーンなどが話題になっていました。これらの件は、選挙中だけの話題ではなく、今日でも住民の関心事になっています。

選挙の結果は、前職の前田福夫氏と元村長の梅田和久氏の得票差は、わずか5票という僅差でした。

元村長の梅田和久氏と新人の前田隆夫氏の得票数を合せると132票で、当選した前田福夫氏の得票数を34票上まわっています。

示された得票数の結果は、この4年間の前田村政に対する有権者の批判の表れとみています。

私は、これからも「住民こそが主人公」という立場で、住民の利益を第一に考えて、住民の皆さんと相談しながら、力を合わせて、村政に取り組んでまいります。《寿一》

村長選挙結果（　）内は率（小数点2以下は4捨5入）
有権者数　252　投票総数　237　投票率（94％）
有効投票数230（91.3％）　無効投票数 7（2.8％）
各候補者の得票数（対有権者数比）
無所属　前田福夫（前）98票　当選（38.9％）
無所属　梅田和久（元）93票　次点（36.9％）
無所属　前田隆夫（新）39票（15.5％）

笹岡寿一の議会報告

２０１７年度・第４回定例村議会は12月11日開かれました。会期は、12日までの２日間と定めました。12日１時間延長して６時に閉会しました。今議会では、12月20日に村の各施設を視察をします。行政報告、笹岡寿一議員の質問を中心に住民の皆さんに直接的に関係があると思われる、事案の要旨をお知らせします。今議会の議案は補正予算が殆どでした。

12月議会では、このような事が話し合われました【小見出は笹岡】

行政報告

場外離着陸場拡張整備

総務課長》 新たに既設〈リポート進入表面に抵触することが分かり、進入表面の進入角を変更する手続きが必要となる。

離島活性化交付金の繰越について、国交省と速やかに協議して、東京都港湾局とも契約期間の延伸について状況確認を行い、早急に協議することが必要となった。

防災訓練

総務課長》 10月14日（土）の8時30分から11時10分まで行われた。今回は土砂災害を想定した訓練を実施した。その後、避難所運営訓練を総務・情報班、施設管理・保健衛生班、被災者管理班、物資・生活班の4つに分かれて小中学校体育館にて行った。訓練の参加者は、住民、消防団、学校など合計158名が参加した。

都及び国への要望活動

副村長》 11月20日、27日及び28日、国及び都〈要望活動を実施した。両日とも、要望項目を所管する各局の局長宛て、村長と議長が押印した要望書を村長が各局長等〈直接手渡した。

また、国土交通省港湾局及び関東地方整備局に対し、都と同様の要望を行った。都補助制度による財政支援、各事項〈の技術的な助言と緊密な連携・調整を約束いただいた。

笹岡議員》 「財政支援、各事項〈の技術的な助言と緊密な連携・調整を約束いただいた」とあるが、財政支援について「対応する」とした、具体的な事案はあったのか。

計画では「都議会各党、会派にも要望に行く」となっていたが、報告に見る限り、その形跡は伺えない。要請に訪問したのか。

副村長》 財政支援は簡易水道、椿林の害虫駆除での約束を頂いた。

都議会にはオリンピック・パラリンピックの件で会えなくて、要望書を届けてきた。

第4次総合計画

副村長》 住民の多様なニーズを適切に反映した計画を策定する予定である。

11月24日の意見交換については、3つのグループに分かれて意見交換を行った。

主な意見は次のとおりである。

〈椿産業・水産業における後継者不足の解消をどうするか？〉

・休日、教職員や役場職員や会社員等に手伝ってもらう。

・Uターンで戻ったとしても所得が低く、戻れない現状がある。

・Iターン者に関しては、空き家を活用することで、住宅不足に対応していく。

〈利島らしい観光のあり方・美しい村づくりとは？〉

・職業体験を実施する。

・花火の商業化を検討する。

・島民によるガイドを募集する。

・トイレや自販機を創設する。

・宿泊先やカフェといった場所が少ないので、確保に努める。

・バーベキュー場所を作る。

・ウスイゴウ園地や、はしけの広場等を整備する。

〈少子高齢〈対応する介護・子育て・教育のあり方とは？〉

・社協で介護保険制度に則ったサービスが始まったということは評価できる。

・人員や施設等の問題を踏まえて、住民のニーズを把握して、適切なサービスを提供。

・ボイ等、利島の伝統に沿って子育てをしていくことは現状難しいので、サークル等を創設して、母親同士で子育てに取り組んでいく。

・Iターン移住者の窓口を明確にする必要がある。

・ふるさと教育を充実していく。

・世代間交流を進めていく。

今後の進め方としては、住民対話会や議会での意見を反映し

た第4次総合計画の素案を1月に提示し、村民から意見募集を行っていく予定である。

島外通院への旅費助成

住民課長》12月1日島外受診分から、通院等に係る交通費・宿泊費として1回の往復につき、一律7千円を助成、申請回数を年6回までと拡大した。

笹岡議員》前議会において、私は「所得制限を設けず、回数を年6回までとするのは前進だが、助成額の7千円と言うのは、住民が要望している2万5千円からすると、ほど遠い額である」と述べて、更なる改善を求めた。

私が課税対象額を150万円未満とする所得制限を設けて質問した際、一部の議員からは「その程度の所得者は相当いる。それを助成対象にしたら村財政は大変なことになる」と反対意見を述べていた。ところが、村は所得制限を設けず「従来どおり」とした。

これは、村長が「一部の議員が反対理由とするような事態は発生しない」と判断したと思われる。

村長は「従来からすると2．1倍の増額」と言っていたが、この数値はあくまでも6回通院した場合の事例であり、それ以下の通院回数では、当然低い倍率になる。

4回以下では1．4倍でしかない。

「村の負担はどの位の増額になるか」と言えば、昨年度実績の75件では、53万円足らずあり、6回にしたことで、仮に年間100件助成したとしても、70万円ほどの助成額で、村負担の前年度との差は、この場合でも、2倍足らずの30万円余の増額でしかない。

助成額を7千円とした件については、選挙期間中、住民から「これまで笹岡議員が再三要望してきても拒否してきていながら、村長選挙を目前にして、突然2千円ばかり値上げして、さも大幅に増額したような事を広報に書いてあったが、明らかに地位を利用した、選挙対策を目的の汚いやり方だ」と批判する声が数件聞かれていた。

7千円では、前田村長の選挙公約にある、「最重要課題」との位置付けの割には「おぼつかない」のではないのか。

住民の多くが請願署名を以て求めていて、議会で採択されている助成額は、2万5千円であることを理解頂いて、是が非でも早期の実施に向けて、尽力されるよう要望する。これによる村の負担額は、前年実績の75件では、190万円足らずであり、仮に、100件でも250万円である。

村長》対応する考えはない。

社会福祉協議会の運営事業

住民課長》10月から居宅介護事業所を開設し、要介護・要支援者が適切なサービスを利用できるように利用者と契約し依頼を基にケアプランの作成を行っている。

またディサービスで提供される、入浴、排泄、食事など介護や日常生活を送るうえで、必要なサービスや機能訓練など、介護保険事業を12月から実施している。

お泊りディも月1回3泊4日で実施している。

笹岡議員》「居宅介護事業所で、要介護・要支援者が適切なサービスを利用できるように利用者と契約し、依頼を基にケアプランの作成を行っている」としているが、プラン作成に止まっているのか。

また、ディサービスで提供される、必要となるサービスは要介護度該当による認定者以外の人は受けられないことになるが、この適用によって、従来受けられていたサービスが受けられなくなる人はいるか。

お泊りディのサービスは、要介護1・2、要支援1・2認定者でも受けられるか。

住民課長》送迎、食事、入浴サービス、及び、お泊りディのサービスは、要介護1以上の人は受けられる。要支援の人は、送迎、食事のサービスは、受けられるが、入浴及びお泊りディのサービスは、受けられない。

但し、介護度によって、受けられるサービスの料金は異なる。

国民健康保険制度改革

所得割係数（18年度は仮係数）

国民健康保険税	医療分	後期支援金分	介護納付金分	合計
17年度実績（率）	4.00	0.90	0.60	5.50
18年度改定（率）	2.71	2.16	1.76	6.63

住民課長》今回の改正は、国の責任として財政支援を行うと共に都道府県と市町村がともに保険者となり、それぞれの役割を担うこととなった。制度改革は持続可能な社会保障制度の確立を図るためとある。

今後のスケジュールとして、2月に都から標準保険料率が公表される。それを受けて村は保険税率を決定し、国民健康保険運営協議会を年度内に2回開催して、条例改正等を行う。

笹岡議員》11月21日東京都の国民健康保険運営協議会は国民健康保険運営方針を都に答申した。それによると、本村の来年度の保険税額に関する、所得割仮係数は別表のように設定され、合計では1・13上がっている。（別表）

これに、均等割、平等割の他に、土地、家屋のある人は、資産割が加算される。この結果、青ヶ島を除いて、全都で大幅に上がっている。

小離島における保険料は、利島村が最も高くなっている。今後、村が設定する平均の保険税額、及び計算式を示すよう求める。

村長は、「相当の値上げになれば、法定外の繰り出しを考える」と答弁している。

ぜひとも保険税の軽減化に特段の配慮を求める。

住民課長》これまでは、所得割、均等割、平等割、資産割の4方式の算定で課税していたが、今回の改定に伴い、今のところ、所得割、均等割の2方式の算定で課税していく方向で検討している。

課税率など具体的事項は2月ごろになる。法定外繰り入れはそれを待っての検討になる。

【均等割りは、世帯の加入者数に応じて課税されます。＝寿一】

利島と利尻島の子供たちの交流会

教育長》離島経済新聞社より依頼があり、北海道・利尻島の児童4人が11月4日、5日に新聞作成の取材を兼ねて来島し、利島小学校の児童と交流を行った。

利島の子供たちにとっても、利尻島の魅力を知ると同時に、利島の魅力を改めて考え、郷土への愛着や誇りを感じることができる良い機会になった。

文化財保護審議会

教育長》流鏑馬について、利島の伝統的な行事、「ゴイワイヅェ・ツナヒキ・サイノカミなどと一緒に、流鏑馬の一部（形＝弓を射る部分）を小正月（1月14日）に実施してはどうか」という意見が出た。

第二に大石山遺跡の保護について「大石山遺跡を整備し遺跡公園にするために、実現に向けて取り組んでは」という意見が出た。

第三に阿豆佐和家命神社旧本殿の管理について「神社と村が協力し、管理、保存に努める必要があるのでは」という意見が出た。

また、9月議会で話題になった利島の歌を受け継いでいく取り組みについても意見交換を行った。

昔の歌を後生に残すためには「その歌を覚えている方と一緒に歌う場を設定することが何より大切と考え、郷土資料館に月に2回程度、デイホームのお年寄りを招いて歌を歌ったり、昔のことを語り合ったりする機会を設けてはどうか」という意見が出た。

笹岡議員》「御祝い杖、綱引き、塞の神などと一緒に流鏑馬の一部（弓を射る部分）を小正月（1月14日）に実施したらどうか」とあるが、これだけの催事を準備するのは、結構大変だろうと思う。

利島での「塞の神」と言うと、前年の出来事や新年の抱負の思いを込めて、所々に個人名を挿入したりしながら、七五調で面白おかしく、結構長文で巻紙に毛筆書きした文章を「綱引き」の後に、皆の前で読み上げる祭事と記憶している。聴いている人たちが、思わず笑い出していた光景が思い起こされる。

「大石山遺跡を整備し遺跡公園にするために」と言う事で、〈リポート東側の急斜面を直線的に階段式歩道で整備する話を聞いている。あれだけの急斜面の距離の階段を登るのは、高齢者などにとっては、厳しいし転倒でもしたら危険である。〈リポート上の旧道からの進入路で計画したら如何か。

教育長》「御祝い杖、綱引き、塞の神などと一緒に流鏑馬の一部（弓を射る部分）を小正月（1月14日）に実施」の催事は、新年度予算で計上し、再来年の実施を考えている。

「大石山遺跡」〈に進入路のコースについては、専門家との検討課題とさせていただきたい。

一般質問　質問に先立って

笹岡議員》今議会は、前田村長の2期目の新たな始まりの質問になる。前田村長は、この度の選挙戦に立候補するに当たり、幾つかの公約をしている。ハード面に関しての施策は、具体的な政策を述べているが、その内の多くは、既に過年度より事業執行が着手されているか、計画済みの事案である。

ところが、福祉、教育、子育て面のソフト事業については、「利島で安心して平和に暮らすことを目標に、村政の最重要施策として継続、実施」と述べているだけで、抽象的な表現に止められている。

福祉、教育、子育て面については、施設の充実も大事ではあるが、施設だけでは、期待される充実は図れない。

今日では、学校教育施設、児童、高齢者の福祉施設、医療施設もある程度の整備がされてきている。この現況下にある今日、いよいよ以て制度面での充実が求められる、喫緊な状況にある思いがしている。

そこで、従来質問してきている案件で、先の村長選挙においても、依然として「何としても実現して欲しい」という住民からの強い要望のある案件を簡潔に述べて伺っていく。

2期目の前田村政のスタートにあたって、以下に述べる施策の実現に向けて前向きな努力を期待する。

敬老祝賀会

笹岡議員》 村長は「敬老祝賀会は、多くの人たちによって祝福されることが望ましい」と答弁している。有言実行の誠意を以て、来年度から従来からのように65歳からにされたい。

住民課長》 前向きに検討する。

公契約

笹岡議員》 村の委託事業に従事して、20年余も村の衛生管理や清掃、環境美化などのために働いてきていながら、この間、賃金も全く上がらず、処遇の改善もされないまま置かれてきている。

村長は、こうした従業員たちの置かれている実情を再認識されて、「労使間の問題」と言って放置することなく、生活改善と将来への不安を解消して、それこそ村長の公約にある「安心して暮らしていける」ように、賃金や退職金、各種労働保険制度の適用などの労働条件について、㈱トシマの従業員並みに改善されるよう、心機一転して事業委託費に関する、予算措置を以て配慮されることを求める。

副村長》 ㈱トシマと「同じには出来ない」と考えているが、検討はしてみる。

給付型奨学金

笹岡議員》 奨学金の2分の1を給付型とされるよう求める。

教育長》 高校生から大学院の博士課程まで貸し付けると、624万円となる。その半額を給付すると、312万円である。

給付するとなると、他の人たちとの不公平も考えられる。

財政的にも厳しい。

実施することは考えていない。

笹岡議員》 「財政的に厳しい」というのを、一つの理由とするのは理解できるが、「他の人たちとの不公平」との理由は納得できない。

本村で言えば、例えば、農・漁業者に対する機械器具購入費に対する助成制度などがある。

本村に限らず、様々な助成制度があるが、その多くは、当然のことながら、その事業に該当する人を対象として実施されている。

それを以て「不公平」とする指摘は当たらない。

高校生までの医療費の無料化

笹岡議員》 高校生までの医療費の無料化の実施を求める。

住民課長》 島嶼では、新島と神津島が島内の高校に通学する生徒に限って実施している。島外の高校に通学する生徒には適用していない。無料化は考えていない。

笹岡議員》 本村のように、島外の高校に行くしかない小離島にあっては、二重に生活費がかかる。

こうした高校生こそ、尚さらのこと適用すべきではないのか。

無料化にした場合、どの程度の費用が要されるのか試算もしてみないで、頭から実施する意思のないままの答弁ではないのか。試算位してみて、検討されたい。

保険適用がある訳で、さしたる事業費は要さないと推測する。

住民課長》 試算してみて、検討する。

学校施設の改修、及び教材等の充実

笹岡議員》 前から、校舎内の床や廊下が、雨の日とか、特に雨期になると「湿気で滑り易い状況になる」と言われて、改修が課題となっていた。

又、体育館の入り口が高齢者にとっては、「歩行に支障がある」と言われてきている。現実に過去において、高齢者の方が転倒する事故も発生している。幸いにして大事には至らなかったが、スロープにして、手摺を付けるなど、安全の確保に改修をされたい。

学校の教材、器具等の充実には、継続して努められるよう求める。

教育長》 校舎内の床や廊下が、雨の日とか、特に雨期になると「湿気で滑り易い状況になる」のは承知している。体育館の入り口の安全対策については、学校からも要望が出ている。検討して、バリアフリー化について計画したい。教材器具については、充実に努めていく。

椿産業の現状と将来計画

笹岡議員》 村は、椿産業の将来展望について、JAに調査委託して、研究を加えた上で、計画の立案に務めていく考えを示している。

何時ごろまでに調査を終えて、計画の樹立を図る考えにあるか。その後の進捗状況と併せて報告を求める。

先般の4次総合計画に対する、村民対話会での椿産業に関する意見では、まとめ報告にある以外にも沢山あったが、いずれも問題の提起に止まっているように感じている。椿産業は、何と言っても本村の歴史的基幹産業であるとともに、国内はおろか、世界的にも希少価値の高い産物である。

近年、高齢化の影響で近郊でも休耕林が急に増えてきている。

このまま放置していると、遠くない時期に雑木に覆われて、手入れが大変な事態になる。草刈りなど、今の内に出来るところから、実施に取り組んでいくことが急がれる。

提案だが、これが実施されるなら、地主の承諾を受けて、話に出た、勤労者に休日収穫して貰うことも考えられはしないだろうか。

こうしたことも含めて、計画の立案に際しては、生産者の意見が充分反映されるように、説明会を開くなどの配慮を求めたい。

これとは別に、更新事業と併せて「実施を検討する」と所管課長が述べている「下草刈りの支援助成事業の実施計画」について伺う。

産業環境課長》休耕林の草刈りについては、組織作りも含め検討していきたい。一般の草刈り支援も併せて検討する。

村長》調査が来年3月で終了する。それによって、生産者の意見も取り入れながら、総合的な観点から計画を樹立していく。

野鼠の駆除

笹岡議員》依然として、野鼠の被害が続いている。前議会では、他の議員から駆除策についての質問あったが、結局、これといった策もないままの議論に終わった印象であった。話の中で、小笠原の事例が「期待できるか」のような話もあったが、何か策を検討されているか。

イタチを放獣したことで「ネズミが激減した」と言われている。研究してみる必要がありはしないか。

然るべき機関に調査、研究を求めて対処していく必要がある。

産業環境課長》小笠原は無人島に空中から劇薬をまいたと言っていた。調査、研究機関については、都に問い合わせて探してみる。

村所有クレーンの取り扱い

笹岡議員》本件に関する条例については、前議会での監査報告書の中の意見で「地方自治法に抵触する」との指摘があり、村長は「是正する」と答弁している。

違法性のある条例は無効（憲法第98条）だが、条例そのものは廃止されていない。

このような不整合の状態は、使用料の徴収から車庫の賃借料、管理委託料の支払いまで定めてある、条例の内容からして放置できない事案である。

実態は掌握していないが、住民の中には、「『使用料を徴収する』と言っていたが、無償貸し出しになっているようだ」という話がある。

又、管理委託料についても、多くの人たちから「委託業務の内容が不明瞭だ。名目払いではないのか」と指摘する批判がある。

条例には、直接的には関係ないが、陸揚げや船積みの貨物扱いで、どの程度の使用実績があるか。

桟橋によく行く人たちの話では「使用しているのは、余り見かけない」と言っている。これまでの他企業等への貸し出しを含む、使用実績の日時と回数の報告を求める。

尚、使用状況は、今後も同じ内容で報告するよう求める。

副村長》都の指導も確認して、3月議会で廃止条例を提出する方向で考えている。

産業環境課長》この4月から11月末までの使用実績は、㈱トシマが12回、その他企業が27回の、計39回稼働している。使用料は徴収していないが、管理委託料と車庫の賃借料は支払っている。

笹岡議員》補助金があったとはいえ、高額の予算を投じて購入したクレーンだが、その扱いは当初の購入目的からすると明らかに実情は違ってきている。

このクレーンは将来に及んで、車庫の賃借料、管理委託費の他にも、修理費、燃料代、車輌とクレーン部の2ケ所にかかる各々の車検代など、毎年高額の費用を要する。

私は、処分条件として、処分先から、㈱トシマが借り受ける場合は、無償とすることで、この際、売却、或いは、最悪の場合無償譲渡でも「処分できれば」と考える。

これにより、将来に亘る村の財政負担は大きく軽減できる。

但し、そうは言っても、これは補助金がらみの物件であることから処分するには、補助金を償還しなければならない事情もある。

副村長》処分することは考えていない。

【当初、条例で定めたものの、監査委員から「地方自治法に抵触する」と指摘されて、9月議会で「村長は「是正する」としていました。

しかし、この間、何の手立ても講じないまま、貸付料金は徴収しないかと思えば、一方の管理委託料や賃借料は、欠かさず平然と払ってきている執行ぶりは、何とも理解し難い思いがします。＝寿一】

送電線の埋設と延長

笹岡議員》焼却場付近は風当たりが強く、過去に部品の破損があって、断線する危険があるのを事前に見付けた人がいて「補修した為、事なきを得た」と言う。

焼却場では、これまで「何回となく停電した経緯がある」と言う。

この実情から、大奥寄り山付近から焼却場までの間は、地下埋設が望ましいという指摘がある。

更に、浄水場への送電経路について、西回りで停電があった際は、東山周りで送電が出来るように、「大桑山からの送電を東京電力に要請されたい」とする指摘もある。

重要なライフラインである。

産業環境課長》大島事務所に要請して対応していきたい。

村長》如何なる方がいいのか、調査して対応していきたい。

例規集

笹岡議員》例規集がないが為に、議会で質問するにも、議案審議するにも、不自由している。

住民に対して、制度の説明をする為にも例規集は必要である。

今時、「例規集が整備されていない自治体」は、全国千八百近い自治体の中にあって、本村くらいのものではないだろうか。

議会議決を要する条例の改廃は、臨時議会での会期を設定して、集中的に対処していく必要があると考える。遅くとも新年度においては、早い時期に加除式の例規集を編纂するとともに、電子化を含めて予算措置を以て完備されたい。

原本の保存管理も必要である。

これとは別に、議員に対する規則や要綱の新設、改正、廃止に関して、その都度、その直後の定例議会に文書を以て報告するよう求めても、かたくなに拒否している。

私には、その理由とするところが理解できない。

頻繁に規則や要綱の設置や改廃があることでもないだろうし、例規集を配備するまでの間、改めて対処するよう求める。

副村長》改正を要する条例が10本ほどあるが、全体的にはほぼ整備されている。持ち帰られたい。

村長》改正するには、予め全員協議会で協議頂くなどの方法も検討して欲しい。

笹岡議員》整理された綴りを見ると、集中的に取り組んで、努力してきた形跡が伺える。

改正を要する条例の殆どは「時代にそぐわなくなった」といったような内容だろうと推測する。

議決案件だが、取り扱う方法については、特例的に全員協議会でも可と考える。取り扱い方法は、村長、議長に一任してはどうか。

【誰からも、異論は出ませんでした。＝寿一】

ふるさと納税制度

笹岡議員》村は、「11月実施」と答弁していたが、報告がない。

「納税」とは言っても、2千円を超える額に対する居住地での所得税、住民税の還付、控除がされる、返礼品付きの寄付金だが、改めて、進捗状況の報告を求める。

総務課長》ホームページへの掲載など、もう少し時間がかかる。

1月には、開始する予定である。

議会の中継放送

笹岡議員》総務課長は「30年度の光ファイバーによるブロードバンド（広域高速通信網）整備を待って検討する」と答弁している。

実現に向けての具体的な調査、検討はされてきているのか。

その後の進捗状況を伺う。

総務課長》議会開会にあたっては、放送などで傍聴を呼びかけていく考えでいる。

島しょ格差の是正と財政支援

笹岡議員》島嶼格差は、とりわけインフラ（生活基盤）事業計画や財政問題からすると、施設費は勿論のこと、改修費や業務運営費、或いは、補修など将来の維持管理費も含めて、村政に大きな影響を及ぼす課題である。

島嶼自治体の共通した重要課題と認識している。

前議会までに、その重要性について、具体的な事案を示しながら質問してきたが、村長は「個々の事案ごとに要望してきており、島嶼格差の是正という全般的な要望はしていく考えには無い」と答弁していることから、現段階においては、これ以上、前田村長と議論しても、残念ながら「本件をテーブルに挙げることは出来ないだろう」と判断せざるを得ない。

私は、個々の事案ごとに要望することを否定するわけではない。

しかし、多摩や島嶼なるが故の特別区との格差は、個々の支援要望とは次元の異なる課題である。

「次元の異なる」という意味は補助事業にあっては、補助金他の財源としては、一般財源の他に、基金を取り崩すか、起債を起こすしかない。地方債なり辺地債なり起こせば、そのつけは当然、後世の人たちに負担が及ぶことになる。

23区並みの都の事業となれば、そうした事態が回避できるということである。何時の頃かに、町村会で他島の町村長から島嶼格差解消の提案があり、動きが現実化する事態を期待して、今回限りで本件に関する質問は控えることにするが、最後に取り組む考えはないか伺う。

但し、本件の「議論を控えた」からと言って、今後住民の要望事案を控えることはない。

尚、私は都に対する、島嶼格差の是正について、その時々の各種の財政支援要望と併せて、日本共産党の島嶼議員団と共同して、日本共産党都議団の協力を得て要望をしていく考えで、既に要望書を同都議団に提出している。

村長》町村会でも、検討課題になっている。一度に「全て」とは言えないかもしれないが、個々の事案であっても、格差の解消に向けて都の事業として実施するよう、今後前向きに考えていきたい。

【これまで、村長は「個々の事案ごとに要望してきており、島嶼格差の是正という、全般的な要望はしていく考えには無い」と答弁していました。今回は個々の案件であっても、格差の是正に取り組んでいく考えを示しました。活躍を期待します。＝寿一】

【他の議員からの質問（要旨）。＝寿一】

議員》住宅の入居規定に関して、トラブルの状況が見られる。

条例等を見直し、希望者が知り得るような整備をする必要がある。又、生活実態に合わせて、住宅間移動も進めていくべきと考える。

副村長》検討してみる。

議員》久保里山住宅の建設費の1億6千万円は、全額一般財源で建設したもので起債の返済はない。

低所得者でも入居できる、3～4万円程度に出来ないのか。建設費の高いログハウスを発案したのは誰か。

村長》使用料金の減額は考えていない。

ログハウスにしたのは、将来、人口減少が生じて、入居者が居なくなったときに「イベントなどの集会施設」として活用することを考えて計画した。

【久保里山住宅の使用料金設定は、公営住宅法に準拠した「所得によって使用料を設定する」という考えはなく、単純に建設費全額の償却額を以て設定した、一律の額になっています。その結果の実態は、住宅手当のある人以外の低所得者は必然的に対象から排除されます。

低所得者に対する「減免規定を設けることを検討されたい」と考えます。又、ログハウスにした理由は、聴いていて納得できる答弁ではありませんでした。

将来、生じるかも知れない、本来目的と異なる利用を想定したからと言って、6棟も必要でしょうか。

本来目的と異なる施設の建設は「その時代の人々が必要とした時に、計画することでは」と考えます。＝寿一】

築地再開発検討会議

白石都議

日本共産党の白石民男都議は、12月11日の都議会で、築地市場の豊洲移転後の跡地利用を検討している都の築地再開発検討会議について、「築地の価値の中核をなすのは築地市場そのものだ」と指摘し、少なくとも市場関係者を加えるよう求めました。

白石氏は、11月27日の第2回検討会議について「要地ブランド」の立役者である市場関係者を除外したまま、『築地ブランドを活かす』議論を重ねても、空っぽのブランドにしかならない」と強調しました。その上で、「築地ブランドは不動産価値ではなく、市場そのもの。ブランドを支えているのは仲卸の目利きの力だ」と指摘して、検討会議に市場関係者の意見を反映させるよう求めました。都市整備局は「メンバーの追加は検討していない」と答弁。

白石都議は、築地市場の水産仲卸業者の女性でつくる「築地女将さん会」が「市場」開場後、80年もある歴史を全く無視して、市場とは関係ない人たちが、築地をどう利用するかを考える会議は、失礼な話」とコメントしていることを紹介して、「市場関係者を入れずに話し合いを積み重ねても、真の築地の価値を生かす話し合いはできない」と批判しました。

「《しんぶん赤旗》より・一部編集《寿一》」

日本共産党の主な政策

- 憲法を破壊する、安倍暴走政治をやめさせます！
- 平和と民主主義を蹂躙する戦争法と特定秘密保護法を廃止させましょう！
- 国民を監視し、人権を奪う危険な共謀罪法を廃止させましょう！
- 消費税の10%増税に反対します！
- 沖縄の辺野古米軍基地移設に反対します！
- 「森友・加計疑惑]など明らかにし、国政の私物化を許しません！

日本共産党の東京選出の国会議員

衆議院議員

宮本 徹（とおる）

笠井 亮（あきら）

参議院議員

小池 晃（あきら）

田村智子

吉良（きら）よし子

山添 拓